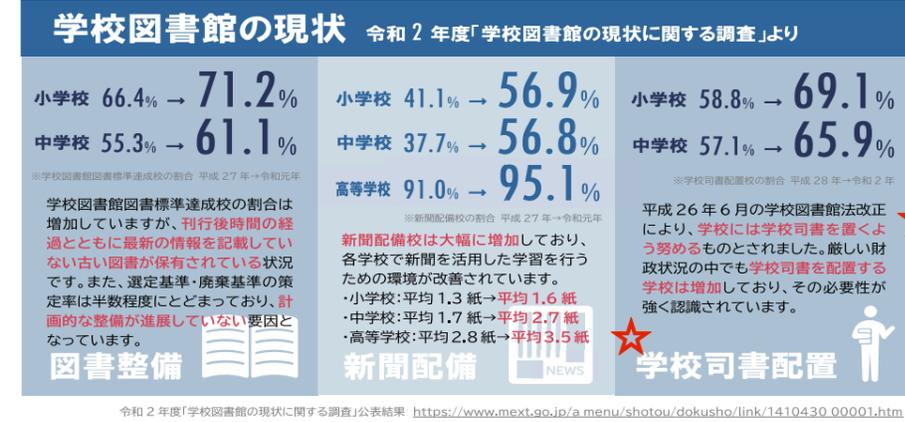


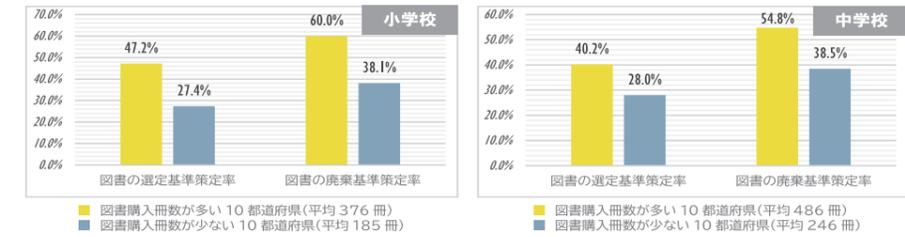
⑬-1 文科省「学校図書館図書等整備5カ年計画」の3つの柱

□文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料

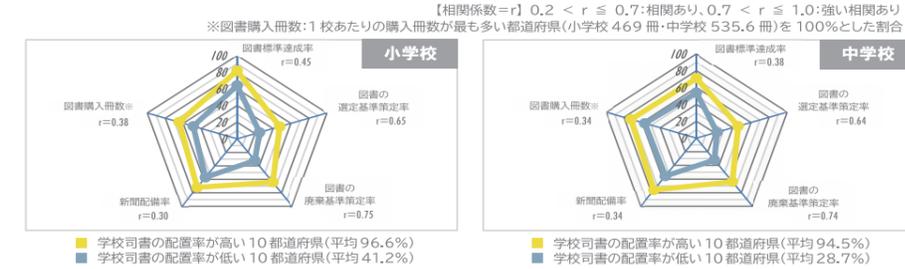


「学校図書館の現状に関する調査」分析結果

図書購入冊数が多い都道府県は、図書の選定基準・廃棄基準の策定率が高い傾向にある。



学校司書の配置率が高い都道府県は、図書標準達成率、図書の選定基準・廃棄基準の策定率、新聞配備率が高く、図書購入冊数も多い傾向にある。



★ ！ 学校図書館を計画的に整備している都道府県は、その成果が数値に現れました。 ★

計画の内容 令和4年度→令和8年度

★ ！ 令和4年度からの5年間で、全ての小中学校等において学校図書館図書標準の達成を目指すとともに、図書の更新、新聞の複数紙配備および学校司書の配置拡充を図ります。 ★



<本年公告>

令和4年1月24日

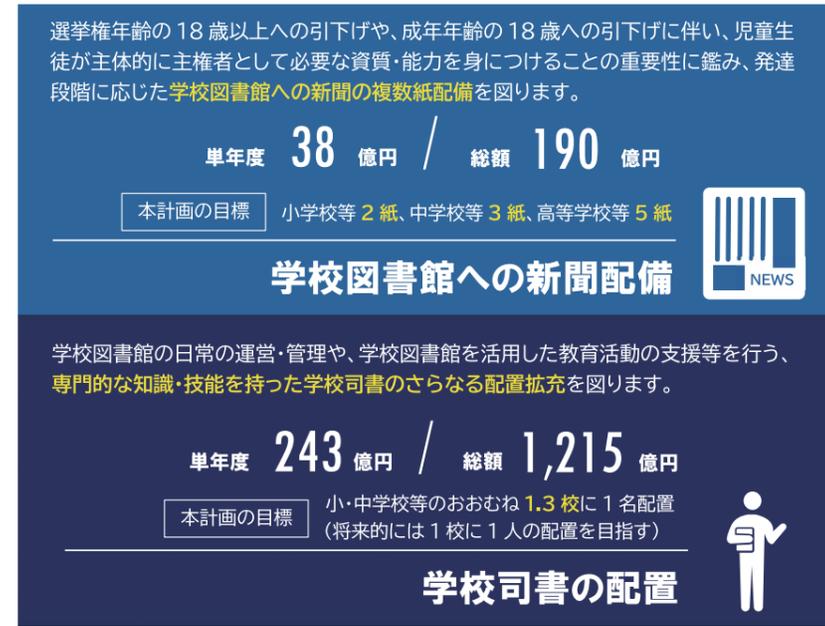


※出典：文部科学省HP
第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料

※文科省が25年間推進してきた「学校図書館図書等整備5カ年計画」の3つの柱は、以下3点です。
①図書資料の計画的な整備
②和英新聞や専門紙の配備
③学校司書の適切な配置
いずれも、舞鶴市の小中学校の図書館では未整備の3要素です。

※第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の応募締切りは？
・舞鶴市は令和4年度の応募と導入が可能だろうか？

□文部科学省 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」概要資料



※左記の配置拡充を「図ります」の主体は、地方自治体(地方交付税配分)と教育委員会(施策実施)となる。(配布された地方交付税の目的外流用が問題視されている。)

学校図書館整備にあたっての留意事項

- ★ 「学校図書館ガイドライン」の活用について
「学校図書館ガイドライン」(平成28年11月策定)は、学校図書館運営上の重要な事項について、その望ましい在り方を示しています。引き続きガイドラインの活用を図るようお願いいたします。
「学校図書館ガイドライン」 https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/dokusho/link/1380599.htm
- ★ 学校図書館図書の計画的な整備について
校長は「学校図書館長」としての役割も担っています。(「学校図書館ガイドライン」より)校長のリーダーシップのもと、図書の現状把握を行い、図書の選定・廃棄・更新が適切に行われるよう、図書選定を行うための校内組織の設置、選定基準及び廃棄基準の策定に努めるようお願いいたします。
- ★ 新聞の複数紙配備について
本計画では、小学校において複数紙を配備できるよう、必要な経費を新たに盛り込みました。児童・生徒の発達段階や、学校・地域の実情に応じ、適切な新聞の複数紙配備に努めるようお願いいたします。全国紙・地方紙以外にも、小学生新聞・中学生新聞・専門紙・英字新聞等の配備が想定されます。
- ★ 学校司書の適切な配置について
学校司書の専門性等がより発揮できるよう、継続的・安定的に職務に従事できる環境への配慮の上、司書教諭の授業負担の軽減と合わせて学校図書館の人的整備の拡充を図るようお願いいたします。なお特別支援学校においては、読書バリアフリー法の成立などを踏まえて配置拡充に努めるようお願いいたします。
- ★ 教育委員会における支援の充実について
学校および学校図書館への支援のため、学校図書館担当指導主事の配置や定期的な研修を実施するほか、学校図書館支援センターの設置・活用、学校図書館指導員などの配置に努めるようお願いいたします。

- ！ 地方財政措置は、用途を特定しない一般財源として措置されています。
- ！ 各自治体において予算化が図られることによって、はじめて図書や新聞の購入費や、学校司書の配置のための費用に充てられます。
- ★ ！ 教育委員会と学校が一体的に学校図書館の計画的整備を進めることが重要です。
- ★ ！ 各自治体においては、学校図書館の現状把握とそれに基づく適切な予算措置をお願いします。

※学校図書館支援センターや指導員の設置・配置に努めるよう、文部科学省が過去25年間地方自治体の教育委員会にお願いをしてきている。

⑬-3 先例：茅野市全域での学校図書館資源共有化

□長野県茅野市の取り組み

- ・学校司書の全校配置
- ・読書研究指定校を順番に
- ・学校図書館の資料を共通書誌化
- ・校長を「学校図書館長」とする
- ・図書館間の物流

学校図書館を築く自治体の挑戦(7) 茅野市-2

2018年3月19日

学校全体での取組に注力 今春に第3次計画も始動

平成24年度から始まった「茅野市第2次こども読書活動推進計画」は、今年度（29年度）が最終年度にあたる。生涯にわたり読書活動を楽しむ習慣を身に付けられるよう、乳児期（胎児期）から支援する中で、学校教育では校長への働きかけを積極的に行っている。

小中全校が順番で読書教育研究指定校に

「茅野市教育基本方針」の中では、すべての教育活動の基盤として「読書・図書館教育」を掲げる。学校図書館の環境整備にも力を入れ、平成12年に司書教諭（または図書館教育主任）、13年に司書教諭支援員（学校司書）を小中学校全校に配置。14年に学校図書館の図書資料をコンピュータ管理し、図書館間の物流を可能にした。23年度からは茅野市読書教育研究校を毎年1校指定している。今年度で7校目となり、いずれ市内の小学校9校、中学校4校すべてが指定校を経験する。

一方、平成24年にスタートした「茅野市第2次こども読書活動推進計画（以下、第2次計画）」では、小中学校の校長を「学校図書館長」とする施策を打ち出した。学校全体としての図書館活用をさらに推進することがねらいだ。「学校図書館経営方針」を毎年校長会で提出することが求められ、校務分掌には「学校図書館運営委員会」「学校図書館選書委員会」を入れる。

第2次計画がスタートした同年、茅野市読書教育研究指定校となった米沢小学校では、学校図書館運営委員会に校長、教頭、各学年代表、司書教諭、学校司書が参加し、月1回、20～30分間集まる場を設けた。授業で使用した本、前年度の取組について他学年の教員との情報交換、来月の予定、必要な本などについて話し合われた。

当時同校の教頭を務めていた林尚江氏は、「図書館教育とは何か、というところから始まった」と語る。取組を進める中で、各教科で図書資料が使えたと教員が実感するようになっていったという。

こうした指定校の取組は、年度当初に行われる「転入教職員読書教育研修会」で実践報告がある。また、夏休みの時期に4つの中学校区で、小中学校の全教員が参加する「中学校区読書研修（出前研修）」などを通して、市全体で共有される。

6年間の「第2次計画」の成果を「学校教育に図書館を活用した学びが根付いた」と林氏は感じている。

小中学校を支援し地域との連携も継続

平成18年に開設された「こども読書活動応援センター」では、29年度にセンター長代理の林氏と、「読みーむいんちの」の事務を担当する今野真歩氏の2人態勢となった。

林氏は小中学校の学校図書館の支援を担う。学校図書館関連の研修会、司書教諭や学校司書のサポート、「子ども読書の日」企画立案、地域コンクール「図書館を使った調べる学習コンクール」の事務局などだ。「読みーむいんちの」とも連携する。

今年、林氏は市の校長会で「読み聞かせ」を行った。出席した校長からも好評で、林氏が読んだ本を小中学校の入学前の保護者会で読んだ、という声もある。「本に『子どもの心を動かす力』がある、と信じられるかどうかが問われている。読み聞かせで本の力が届いたとしたら嬉しい」。

3月12日、市は第3次計画を策定。具体的施策の活動の場に2次ではなかった「学校教育課」を入れ、学校教育の重要性を打ち出している。（茅野市・了）

教育家庭新聞 健康・環境・体験学習号 2018年3月19日号掲載

出典：https://www.kknews.co.jp/post_library/20180319_6a

※出典：



⑬-2 学校図書館の整備充実について

□舞鶴市の学校図書館整備充実化は、どんな体制で具体化が図られるか

全国の学校図書館の整備充実の先例や、文科省政策研究や助成制度を研究して、現状の舞鶴市小中学校図書館の実態調査から実施計画へと、具体化に取り組む体制再編が必要です。公共図書館は学校への直接奉仕だけでなく、政策研究支援や協働に取り組む必要があります。

各都道府県教育委員会教育長	28文科初第1172号
各指定都市教育委員会教育長	平成28年11月29日
各都道府県知事	
附属学校を置く各国立大学法人学長	殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を	
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項	文科科学省初等中等教育局長
の認定を受けた各地方公共団体の長	藤原 誠

2016年 学校図書館の整備充実について（文科省通知）

学校図書館は、学校図書館法において、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備であるとされています。

文科科学省では、学校図書館の運営に係る基本的な視点や学校司書の資格・養成等の在り方等について検討するため、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し、本年10月に「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（以下「本報告」という。）（別添参考資料）を取りまとめたところとされています。

このたび、本報告を踏まえ、文科科学省として、別添のとおり「学校図書館ガイドライン」（別添1）及び「学校司書のモデルカリキュラム」（別添2）を定めましたので、お知らせします。

貴職におかれては、下記の事項に御留意いただくとともに、都道府県・指定都市教育委員会教育長にあっては所管の学校及び城内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の私立学校に対して、国立大学法人学長にあっては設置する附属学校に対して、株式会社立学校を認定した地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、本通知について周知を図るようお願いいたします。

記

1 「学校図書館ガイドライン」について

「学校図書館ガイドライン」は、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示したものであること。本ガイドラインを参考に、学校図書館の整備充実を図ることが重要であること。

2 教育委員会等における取組

- （1）学校が学校図書館の機能を十分に利活用できるよう支援し、学校図書館の充実に向けた施策を推進することが重要であること。特に、図書館資料の面では、学校図書館図書標準を達成していない学校への達成に向けた支援や、廃棄・更新についての支援等が重要であること。
- （2）司書教諭については、学校図書館法における司書教諭の配置に関する規定に基づき、12学級以上の学校に必ず司書教諭を配置することを徹底する必要があること。加えて、司書教諭が学校図書館に関する業務により専念できるよう、校務分掌上の工夫に取り組むとともに、11学級以下の学校における配置の推進にも積極的に取り組むことが重要であること。
- （3）学校司書の配置については、職務が十分に果たせるよう、その充実に向けた取組とともに、学校司書の職務の内容が専門的知識及び技能を必要とするものであることから、継続的な勤務に基づく知識や経験の蓄積が求められることを踏まえ、一定の資質を備えた学校司書の配置やその支援を継続して行うことが重要であること。
また、「学校司書のモデルカリキュラム」は、学校司書が職務を遂行するに当たって、履修していることが望ましいものであり、教育委員会等においては、大学等における開講状況や学生等の履修状況等も踏まえつつ、将来的にモデルカリキュラムの履修者である学校司書を配置することが期待されること。
- （4）司書教諭や学校司書を対象とした研修を実施するなど、その資質能力の向上を図ることが重要であること。研修内容等については、職務経験や能力に応じて研修内容の構成及び研修方法を工夫して設定することが重要であること。

3 学校における取組

- （1）学校においては、校長のリーダーシップの下、学校図書館の適切な運営や利活用など学校図書館の充実に向けた取組を推進することが重要であること。
特に、学習指導要領等を踏まえ、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実することが重要であること。
- （2）学校図書館を利活用した授業に関する校内研修を計画的に実施することが重要であること。その際、研修内容や研修方法の工夫を図ることが有効であること。
- （3）学校図書館の運営の改善のため、PDCAサイクルの中で、読書活動など児童生徒の状況等を含め、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図ることが重要であること。

（別添1）「学校図書館ガイドライン」

（別添2）「学校司書のモデルカリキュラム」（PDF:86KB）

（別添参考資料）「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」（PDF:704KB）

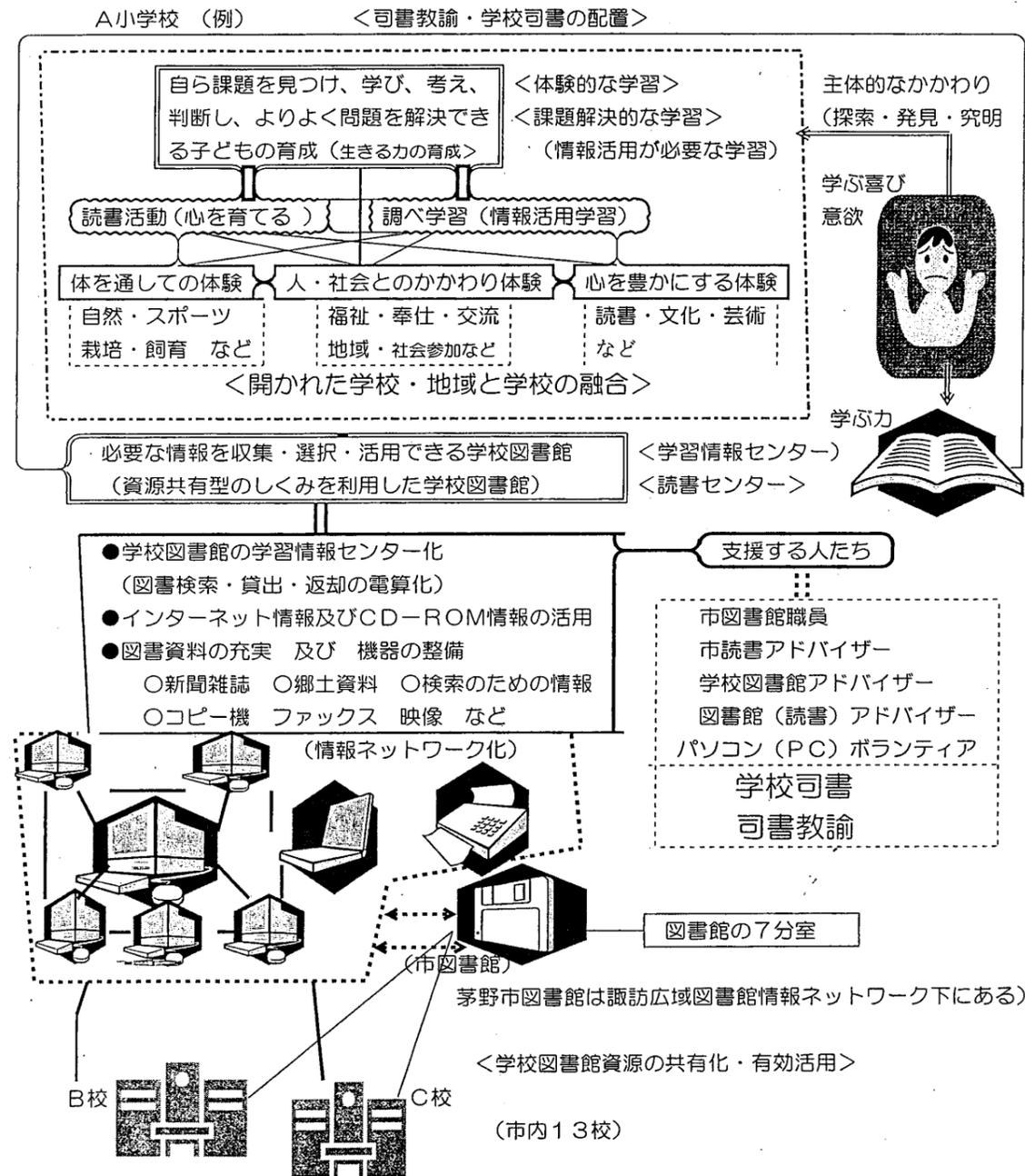
お問合せ先 ・総合教育政策局地域学習推進課 ・総合教育政策局教育人材政策課

⑬-4 先例：茅野市学校図書館の学習情報センター化

□長野県茅野市の事例「学校図書館の学習情報センター化」をめざす

- ・学校図書館の図書資料を共通書誌化して、各学校と公共図書館で蔵書資料を共有することができている。
- ・学校を含めた市全体の蔵書資料を利用して、課題解決的な学習＝調べ学習を行うことができる。
- ・研究実践協力校を設定し、学校司書を配置して、下図のような仕組みを実践している。

<参考イメージ図> 学校図書館資源共有型の仕組みを使った教育



3. 推進体制

(1) 推進体制の概要

関係協力機関代表と教育委員会代表、学校代表からなる「学校図書館資源共有型運営委員会」を充足させ、教育現場の実情に合わせた仕組みを目指す。

⑬-5 先例：学校図書館と公共図書館の流通システム

□長野県茅野市の事例

- ・学校図書館のリクエストを公共図書館（センター）で吸い上げ、配送車手配～データ処理までを行う。
- ・配送は、業者委託。

<流通システムのイメージ図>

